

# 埼玉県環境部環境計量業務委託最低制限価格制度実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、埼玉県環境部が発注する環境計量業務委託（以下「業務委託」という。）に係る入札について、最低制限価格（地方自治法施行令第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。）の設定をするために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

## (対象となる入札)

第2条 この要領の対象は、競争入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。）を実施する次の各号に定める業務委託とする。

- 一 環境管理事務所が発注する工場又は事業場におけるばい煙等調査測定業務の入札
- 二 環境管理事務所が発注する工場・事業場排水等水質分析業務の入札
- 三 決裁権者（財務規則別表第2の決裁区分による決裁権者をいう。）が必要と認める前二号以外の業務委託の入札

2 前項の規定は、次の各号が適用される業務委託には適用しない。

- 一 埼玉県建設工事等最低制限価格制度実施要領
- 二 埼玉県設計委託最低制限価格制度実施要領
- 三 政府調達に関する協定（WTO）の対象となる入札
- 四 総合評価方式による入札

## (最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、埼玉県設計委託最低制限価格制度実施要領に準じて定めるものとし、業種区分は測量業務を用いるものとする。

## (規定の準用)

第4条 埼玉県設計委託最低制限価格制度実施要領第5条から第8条までの規定は、この要領において準用する。

## (要領の改正)

第5条 この要領は、必要に応じて内容を検討し、見直しを図るものとする。

## 附 則

1 この要領は、平成29年2月24日から施行する。